

要綱案に基づく要望の概観

最重要項目

要綱案

要望

<p>明文化されていないが 実質的に「ひとり子育て」を前提</p>	<p>第1 子育ての前提</p>	<p>実父母の「ふたり子育て」を理念規程で明文化 理念規程に基づく条項化</p>
<p>定義が無く裁判所判断を規制できない 家裁実務は子の利益＝同居親のお気持ち次第</p>	<p>子の利益</p>	<p>裁判所判断基準を規制する 「頻繁かつ継続的な直接の親子関係」「男女平等」</p>
<p>2重基準の喪失（離婚時、親権喪失） 父母関係と親子関係を混同させた喪失ルール 実質的に親権喪失する監護者の指定 家裁実務は監護の継続性を重視 最高裁が求めた認容要件が決められなかった</p>	<p>第2 親権 監護権</p>	<p>未婚・離婚時の単独親権化規程を廃止 親権停止・喪失・辞任に統一、夫婦間のDVは刑法で 監護者の指定を廃止 共同養育計画策定、親教育講座受講を義務化 合意の不遵守、親権監護権の不当な侵害のペナルティ</p>
<p>養育費徴収の強化（先取特権、法定養育費） 稼いだもの負けのルール</p>	<p>第3 養育費</p>	<p>養育費徴収の強化よりも養育分担を 父母双方が納得できる費用負担ルールに</p>
<p>親子交流の基準は存在しない 裁判所は親子交流を命令できない</p>	<p>第4 親子交流</p>	<p>頻繁かつ継続的な交流を権利化 裁判所が親子交流（暫定的を含む）を命令</p>
<p>代諾養子縁組を残存</p>	<p>第5 未成年 普通養子縁組</p>	<p>未成年普通養子縁組を廃止、特別養子縁組に寄せる</p>
<p>稼がない・浪費した者勝ち運用</p>	<p>第6 財産分与</p>	<p>検討不足→現時点で法制化すべきでない</p>
<p>共同親権と不整合を起こす有責主義</p>	<p>第7 裁判離婚</p>	<p>破綻主義</p>
<p>未決定</p>	<p>親権回復</p>	<p>簡易な手続きで親権回復</p>
<p>未決定</p>	<p>移行措置</p>	<p>新たな単独親権被害者を抑止する措置</p>

要綱案

要望

明文化されていないが
実質的に「ひとり子育て」を前提

第1

子育ての前提

PT2 **実父母の「ふたり子育て」を理念規程で明文化**
理念規程に基づく条項化

定義が無く裁判所判断を規制できない
家裁実務は子の利益＝同居親のお気持ち次第

子の利益

PT1 裁判所判断基準を規制する
「頻繁かつ継続的な直接の親子関係」「男女平等」

2重基準の喪失（離婚時、親権喪失）
父母関係と親子関係を混同させた喪失ルール
実質的に親権喪失する監護者の指定
家裁実務は監護の継続性を重視
最高裁が求めた認容要件が決められなかった

第2

親権
監護権

PT2 未婚・離婚時の単独親権化規程を廃止
PT2 親権停止・喪失・辞任に統一、夫婦間のDVは刑法で PT4
監護者の指定を廃止
PT3 共同養育計画策定、親教育講座受講を義務化
合意の不遵守、親権監護権の不当な侵害のペナルティ

養育費徴収の強化（先取特権、法定養育費）
稼いだもの負けのルール

第3

養育費

養育費徴収の強化よりも先に養育分担を
父母双方が納得できる費用負担ルールに

親子交流の基準は存在しない
裁判所は親子交流を命令できない

第4

親子交流

頻繁かつ継続的な交流を権利化
裁判所が親子交流（暫定的を含む）を命令

代諾養子縁組を残存

第5

未成年
普通養子縁組

未成年普通養子縁組を廃止、特別養子縁組に寄せる

稼がない・浪費した者勝ち運用

第6

財産分与

検討不足→現時点で法制化すべきでない

共同親権と不整合を起こす有責主義

第7

裁判離婚

破綻主義

未決定

親権回復

PT5 簡易な手続きで親権回復

未決定

移行措置

新たな単独親権被害者を抑止する措置

要綱案で何が変わるのか？ 意味理解

< 現行法制 >

親権を失われる立場での権利義務遷移

現状はひとり子育てを前提とした制度であり、ある意味シンプル

別居後の監護権侵害に何ら規定無し

連れ去られたら、離婚時にほぼ自動的に親権を喪失

別居
▽

共同親権 < 氏の変更等 >

実子誘拐

共同親権

監護者指定

代諾養子縁組
再婚相手

認知
▽

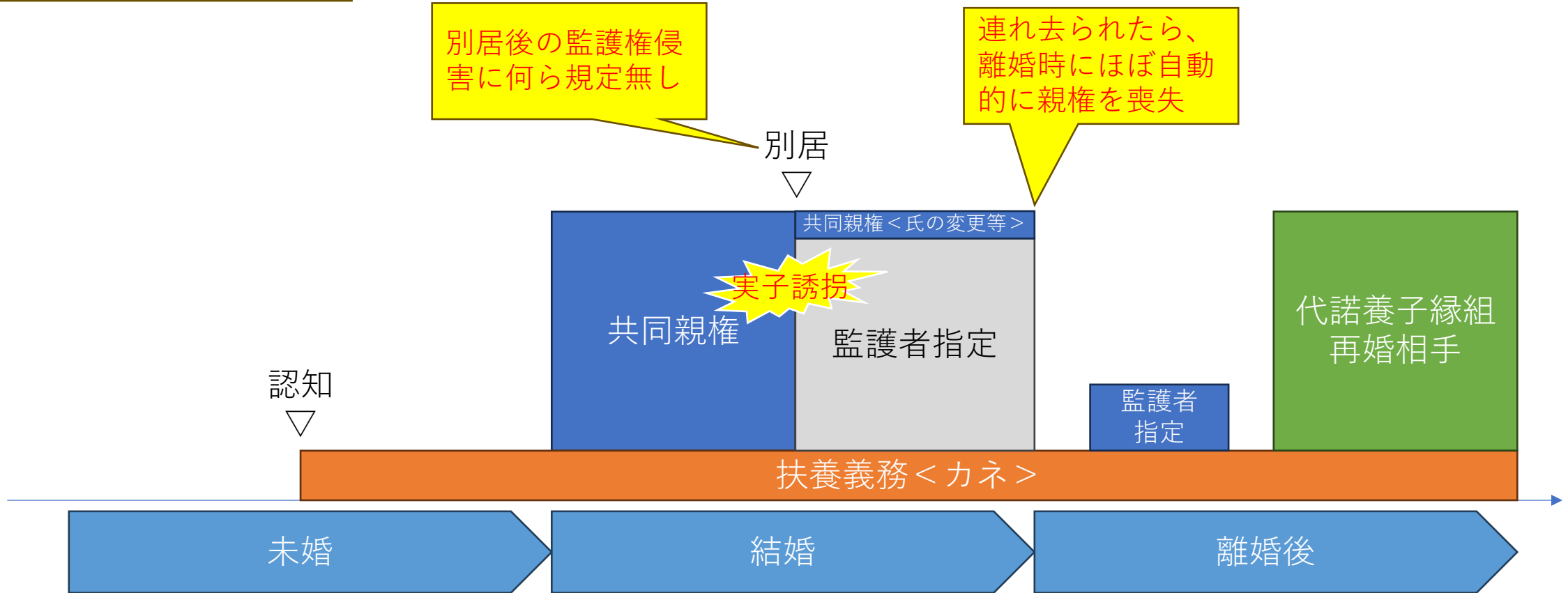
監護者
指定

扶養義務 < カネ >

未婚

結婚

離婚後



要綱案で何がかわるのか？ 意味理解

<要綱案イメージ>

要綱案は、ひとり子育てを前提とした内容。
連れ去り・親子断絶を抑止することはできない。

親権を失われる立場での権利義務遷移

全体的に不明瞭だが、単独子育てをすることが前提

再婚相手と実親が親権争いをする

同意
▽

別居？
▽

再婚
▽

居所指定？

親権喪失？

親権争い？

共同親権

監護権喪失？

監護者指定？

代諾養子縁組
再婚相手

認知
▽

扶養義務 <カネ>

未婚

結婚

離婚後

親権・監護権の侵害、連れ去り（居所指定侵害）のペナルティが無い

監護者の指定（監護権の喪失）の認容要件が無い

単独親権化と親権喪失要件が異なるのは比例原則に反する

婚姻状態と親権状態 親権を失われる立場での権利義務遷移

代諾養子縁組
再婚相手

ふたり子育てを前提とした
法に切り替える。

<要綱案をもとにしたあるべき姿>

共同親権

未成年養子縁組は、
特別養子縁組のみに

認知
▽

法的別居
▽

再婚
▽

婚姻状態に寄らずすべて親権
停止・喪失・辞任に寄せる

親権停止・喪失・辞任

共同親権

居所指定命令
親子交流命令

実子誘拐・監護権侵害の
ペナルティ

共同養育計画

合意違反の
ペナルティ

扶養義務<カネ>

未婚

結婚

離婚後

不当な監護権侵
害を許さない

監護者の指定は廃止し、共
同養育計画に基づき養育

養育計画を
遵守させる